

## 国民健康保険

# 忘れていませんか？ こんなときは届け出を

届け出は  
14日以内に  
しましょう

「家族の健康保険の被扶養者になつて国保の資格がなくなつた」、または「退職して社会保険の資格がなくなつた」場合などは、国保への加入・脱退手続きが必要となります。

加入する資格が発生した月までさかのぼつて、保険税を納めることになります。

また、他の保険の資格が消失した時点から届け出の日までにかかる医療費は、特別な理由がない限り、全額自己負担となります。

### 脱退の届け出が遅れると…

国保の資格がなくなつたにもかかわらず、届け出が遅れ、うつかり国保の保険証を使つて診療を受ける人がいます。

この場合は、国保から支払われた医療費を後で返していただくことになります。

### 遠方で修学している学生の国保は…

修学のために笠岡市を離れて暮らす学生の皆さんには、申請により世帯主とは別の保険証の交付を受けることがあります。

また、すでに遠隔地（学生用）の保険証をお持ちの人で、四月一日以降も引き続き学生の場合は、更新の手続きが必



国民健康保険（国保）に加入している人が、「就職して社会保険の資格を取得した」、「家族の健康保険の被扶養者になつて国保の資格がなくなつた」、または「退職して社会保険の資格がなくなつた」場合などは、国保への加入・脱退手続きが必要となります。

会社を退職して社会保険の資格がなくなつても、二年間に限り、社会保険の任意継続をすることができます。詳しく述べは、お勤めの会社または、社会保険事務所におたずねください。

## 社会保険の任意継続

### ② 国保の保険証

**手続き・問合せは**  
市 民 課

受付期間  
3月31日(金)～4月21日(金)  
③印かん（認め印）

要となります。更新の手続きをされないと、四月一日から保険の資格がなくなる場合がありますのでご注意ください。

①在学証明書または学生証などをされないと、四月一日から保険の資格がなくなる場合がありますのでご注意ください。

この場合は、四月一日以降に学生であることを証明する

（現在ご使用のもの）  
※更新の場合は、遠隔地の保険証も合わせて持参してください。

| こんなとき                  |                    | 持ってくるもの           |
|------------------------|--------------------|-------------------|
| 加入するとき                 | 脱退するとき             |                   |
| 他の市町村から転入したとき          | 他の市町村へ転出したとき       | 転出証明書             |
| 他の健康保険などを脱退したとき        | 他の健康保険などに加入したとき    | 健康保険の離脱証明書        |
| 生活保護を受けなくなったとき         | 生活保護を受け始めたとき       | 保護廃止決定通知書         |
| 子どもが生まれたとき             | 死亡したとき             | 母子手帳、保険証          |
| 外国籍の人が加入するとき           | 外国籍の人が脱退するとき       | 外国人登録証明書          |
| 他の市町村へ転出したとき           | 退職者医療制度に該当したとき     | 保険証               |
| 他の健康保険などに加入したとき        | 退職者医療制度に該当しなくなったとき | 国保と健康保険の保険証       |
| 生活保護を受け始めたとき           |                    | 保護開始決定通知書、保険証     |
| 死亡したとき                 |                    | 死亡を証明するもの、保険証     |
| 外国籍の人が脱退するとき           |                    | 外国人登録証明書、保険証      |
| 退職者医療制度に該当したとき         |                    | 年金証書、保険証、印かん      |
| 退職者医療制度に該当しなくなったとき     |                    | 保険証、印かん           |
| 住所・世帯主・氏名などが変わったとき     |                    | 保険証、印かん           |
| 保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき |                    | 身分を証明するもの、保険証、印かん |
| 修学のため、子どもが他の市町村に住むとき   |                    | 在学証明書、保険証、印かん     |
| 長期出張などで別個の保険証が必要なとき    |                    | 保険証、期間のわかるもの、印かん  |